町界地番・住所変更に伴う商業・法人登記のてびき

令和2年1月31日から実施

~ 目 次 ~
Oはじめに・・・・・・・・・・・・1
1. このような場合に手続きが必要です・・・・・1
2. 会社等変更登記の期間・・・・・・・・・2
3. 登録免許税・・・・・・・・・・・・2
4. 手続き方法・・・・・・・・・・・・3
I. 本店又は主たる事務所の所在地の表示が変更になった場合・・・・・3Ⅱ. 支店又は従たる事務所の所在地の表示が変更になった場合・・・・・・5
Ⅲ. 代表者の住所の変更・・・・・・・・・・・7 Ⅳ. 法人所有の不動産の名義人住所の変更・・・・・・7
5. 甲府地方法務局のご案内・・・・・・・・8

山梨市

Oはじめに

今回、みなさまの会社等がある地域は、<u>令和2年1月31日(金)</u>から町界地番変更が実施されます。

町界地番の変更が実施されますと、その区域内の会社(法人)の本店(主たる事務所)や支店(従たる事務所)の所在地又は役員の住所が変更されますので、次のような場合には、管轄の法務局に対して変更登記の申請をしていただくことになります。

<u>なお、山梨県内に本店を置く会社(法人)の管轄法務局は、甲府地方法務局法人</u>登記部門(TEL:055-252-7151)になります。

1. このような場合に手続きが必要です

○会社「本店」、「支店」の所在地又は会社以外の法人の「主たる事務所」、 「従たる事務所」の所在地の表示が変更になった場合

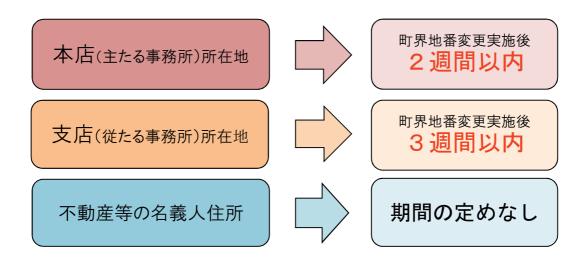
○住所が登記されている各種会社・法人の代表者等の住所の表示が変更になった場合

(以下、「会社等」と総称し会社について説明します。)

- 株式会社の代表取締役
- 有限会社の取締役および監査役
- 合名会社又は合資会社の社員
- 合同会社の代表社員
- 支配人を置いた営業所および支配人の住所
- 各種法人の理事や代表理事等
- ※変更登記の申請をしないと登記記録上の本店等の所在地や代表者等の住所の表示が旧住所のままとなり、資格証明や印鑑証明を請求する際に支障となる場合がありますので、すみやかに申請してください。

2. 会社等変更登記の期間

会社等の変更登記には期限があります。町界地番変更実施後、以下の期限内に手続きを行ってください。



※不動産等の登記名義人住所については、売買、抵当権設定・抹消等、必要が生じた時に申請していただいても結構です。

3. 登録免許税

<u>会社等の変更登記の申請に必要な登録免許税は、山梨市役所都市計画課(電話</u> 0553-22-1111)で発行する「所在地変更証明書」を添付すれば免除されます。

※証明書が必要な場合は、令和2年2月3日以降(開庁日に限る)、山梨市役所 都市計画課にて無料で発行させていただきます。

なお、申請の際に身分の確認できるもの(法人の関係者であることを証明できるもの)をご持参ください。

- ※申請の際、事前に都市計画課へお問い合わせください。
- ※登記記録上の所在地と所在地変更証明書の住所が一致しない場合は、登録免許 税が免除されない場合がありますので、甲府地方法務局法人登記部門へご相談 ください。

4. 手続き方法

I. 本店又は主たる事務所の所在地の表示が変更になった場合

(1) 手続き

- ①本店所在地並びに支店等が甲府地方法務局管内(山梨県内)にある場合は、「会社変更登記申請書」へ必要事項を記載し、山梨市役所都市計画課で発行する本店の「所在地変更証明書」を添付して、当該法務局へ提出(郵送可)してください。代理人が申請する場合は、「代理権限証書(委任状)」が必要です。
- ②支店等が、甲府地方法務局の管轄区域外にある場合は、「会社変更登記申請書」に「履歴事項証明書(町界地番変更による、本店・支店・役員の住所変更の記載があるもの)」を添付して、支店所在地の管轄法務局にも提出(郵送可)してください。この場合、委任状は不要です。

(2) 申請手続き例

①支店等がない場合

山梨市上神内川●●●番地●にある「△△△商事株式会社」の所在地が、町 界地番変更の結果、山梨市上神内川○○○○番地に変更になった場合。

ア.必要書類 会社変更登記申請書・・・・・・・・1通

本店の所在地変更証明書・・・・・・・1通

〔代理人が申請する場合〕

代理権限証書(委任状)・・・・・・・ 1通

イ. 申請人 代表取締役

ウ. 登記期間 2週間以内

工. 申請書提出先 甲府地方法務局法人登記部門

②支店等がある場合

山梨市上神内川●●●番地●にある「▲▲▲商事株式会社」の所在地が、町界地番変更の結果、山梨市上神内川○○○番地に変更になった場合、甲府地方法務局管轄外の○○市○○町○番地○にある「▲▲▲商事株式会社△△支店」における手続きに必要な書類等は、次のとおりです。

A. 本店における手続き

前記①の例のとおり、最初に甲府地方法務局へ登記申請をしてください。 また、支店における手続きの際必要ですので、登記後に本店変更事項等 の記載のある「履歴事項証明書」の交付を受けてください。

なお、履歴事項証明書の取得は、お近くの法務局でも申請できます。

B. 支店における手続き

ア. 必要書類 会社変更登記申請書・・・・・・・・1通

▲▲▲商事株式会社の本店所在地で変更登記を

証する履歴事項証明書・・・・・・・1通

イ. 申請人 代表取締役ウ. 登記期間 3週間以内

工. 申請書提出先 支店所在地管轄の法務局

- ※本店・支店とも今回の町界地番変更区域内にある場合は、同一の会社変更登記申請書で申請できます。この場合、所在地変更証明書は、本店・支店分それぞれ添付してください。
- ※本店・支店とも甲府地方法務局の管轄内にあり、本店のみ今回の町界地番変 更区域内にある場合は、その支店における手続きの必要はありません。

Ⅱ. 支店又は従たる事務所の所在地の表示が変更になった場合

(1) 手続き

- ①「会社変更登記申請書」へ必要事項を記載し、山梨市役所都市計画課で発行する支店の「所在地変更証明書」を添付して、本店所在地の管轄法務局へ提出(郵送可)してください。代理人が申請する場合は、「代理権限証書(委任状)」が必要です。
- ②手続きが完了したら、お近くの法務局で「変更登記をしたことを証する履歴事項証明書」の交付を受けます。
- ③支店では「会社変更登記申請書」に上記②の「履歴事項証明書」を添付して、 甲府地方法務局へ提出(郵送可)してください。
 - ※本店・支店と甲府地方法務局の管轄内にあり、支店のみ今回の町界地番変更 区域内にある場合は、その支店変更のみ申請します。

(2) 申請手続き例

山梨市上神内川●●●番地●にある「▲▲▲商事株式会社山梨支店」の所在地が、町界地番変更の結果、山梨市上神内川○○○○番地になった場合。

• 本 店:東京都千代田区〇〇町〇丁目〇番地〇

・山梨市にある支店:山梨市上神内川〇〇〇〇番地 ・他市にある支店:甲府市〇〇町〇丁目〇番地〇

における手続きに必要な書類等は、次のとおりです。

①本店における手続き等

ア. 必要書類 会社変更登記申請書・・・・・・・・1通

支店の所在地変更証明書・・・・・・・1通

[代理人が申請する場合]

代理権限証書(委任状)・・・・・・・ 1 通

イ. 申請人 代表取締役

ウ. 登記期間 2週間以内

工. 申請書提出先 本店所在地管轄法務局

※なお、登記後、変更登記をしたことを証する「履歴事項証明書」の交付を受けてください。

②山梨市にある支店における手続き等

ア. 必要書類 会社変更登記申請書・・・・・・・・1通

本店所在地の管轄法務局において「山梨支店」の

所在地の変更登記をしたことを証する

登記簿の抄本又は履歴事項証明書・・・・1通

イ. 申請人 代表取締役

ウ. 登記期間 3週間以内

工. 申請書提出先 甲府地方法務局法人登記部門(郵送でも可)

Ⅲ、代表者等の住所の変更

(1) 手続き

- ①本店所在地の管轄法務局に申請する場合は、「会社変更登記申請書」へ必要事項を記載し、山梨市役所市民課で発行する代表者等の「住所変更証明書」を添付して、本店所在地の管轄法務局へ提出(郵送可)してください。代理人が申請する場合は、「代理権限証書(委任状)」が必要です。
 - ※<u>必要な方は、同封しました「無料交付申請書」で、市民課窓口へ申請</u>してください。但し、無料交付は令和2年7月31日までとなります。
 - ※なお、申請の際に本人確認ができるもの(運転免許証やパスポート、健康保 険証等)をご持参ください(旧住所、新住所どちらでも構いません)。
- ②支店等が、甲府地方法務局の管轄区域外にある場合の支店所在地を管轄する法務局への手続きは必要ありません。

(2) 申請手続き例

山梨市上神内川●●●番地●にある「▲▲▲商事株式会社」の代表取締役(山梨太郎)の住所が、町界地番変更の結果、山梨市上神内川○○○○番地に変更になった場合。

ア. 必要書類 会社変更登記申請書・・・・・・・・1通

代表者の住所変更証明書・・・・・・・各々(※1)

(※1)住所の変更手続きを行なう代表者が数名いる場合は 各々の代表者の住所変更証明書が必要です。

〔代理人が申請する場合〕

代理権限証書(委任状)・・・・・・・ 1 通

イ. 申請人 代表取締役

ウ. 登記期間 2週間以内

工. 申請書提出先 甲府地方法務局法人登記部門(※2)

(※2)提出先である本店を管轄する法務局を表示します。

Ⅳ. 法人所有の不動産等の名義人住所の変更

会社等の本店の所在地の表示が変更になった場合で、その会社等が土地建物等の不動産・財産等を所有している場合及び不動産に関するその他の権利(抵当権等)を所有している場合は、変更登記の申請をしてください。

5. 甲府地方法務局のご案内

甲府地方法務局及び管内法務局の不動産登記/商業・法人登記の管轄区域一覧

中府地方法務局及び官内法務局の个割産登記/商業・法人登記の官籍と以一見			
<u></u>	所在地、電話番号 	管轄区域	管轄区域
本局	〒400-8520 甲府市丸の内一丁目1番18号 (甲府合同庁舎) 電話: 055-252-7151(代表) 055-252-7231(証明書等交付窓口)	甲府市 甲斐市 中央市 中巨摩郡昭和町 南アルプス市 笛吹市 山梨市 甲州市	県内全域
鰍沢支局	〒400-0601 南巨摩郡富士川町鰍沢 2543 番地 4 電話: 0556-22-0174 (代表) 0556-22-0148 0556-22-7666 (証明書等交付窓口)	南巨摩郡富士川町 同郡早川町 同郡南部町 同郡身延町 西八代郡市川三郷町	各種証明書交付事務、 印鑑提出等に関する事 務、印鑑カードに関する 事務、電子認証に関す る事務のみの取扱いと なります。
大月支局	〒401-0012 大月市御太刀二丁目8番10号 (大月地方合同庁舎) 電話: 0554-22-0799(代表) 0554-22-7222(証明書等交付窓口)	大月市 都留市 上野原市 北都留郡小菅村 同郡丹波山村 南都留郡道志村	各種証明書交付事務、 印鑑提出等に関する事 務、印鑑カードに関する 事務、電子認証に関す る事務のみの取扱いと なります。
韮崎出張所	〒407-0024 韮崎市本町四丁目3番2号 電話: 0551-22-0370(代表) 0551-23-6660(証明書等交付窓口)	韮崎市 北杜市	各種証明書交付事務、 印鑑提出等に関する事 務、印鑑カードに関する 事務、電子認証に関す る事務のみの取扱いと なります。
吉田出張所	〒403-0005 富士吉田市上吉田三丁目 9 番 13 号 電話: 0555-22-0025 (代表) 0555-22-0161 (証明書等交付窓口)	富士吉田市 南都留郡富士河口湖町 同郡忍野村 同郡山中湖村 同郡鳴沢村 同郡西桂町	各種証明書交付事務、 印鑑提出等に関する事 務、印鑑カードに関する 事務、電子認証に関す る事務のみの取扱いと なります。

[※]各局電話の「証明書等交付窓口」は、不動産登記及び商業・法人登記の登記事項証明書、地図の写 し、印鑑証明書の交付、地番の照会等の専用回線です。



ご不明な点がございましたら お問合せください。

★変更登記に関して 〒400-8520 甲府市丸の内 1 丁目 1 番 18 号(甲府合同庁舎) 甲府地方法務局 法人登記部門 電話 055-252-7151(代表)

- ★土地区画整理事業に関すること 山梨市 都市計画課 都市計画担当
- ★住所の変更に関すること 山梨市 市民課 市民担当 電話 0553-22-1111(代表)